

法学未修者教育の現状と 充実に向けた実務家教員の関わり方

碓 由利絵*

- I はじめに
- II 法学未修者の現状
- III 法学未修者教育
- IV おわりに

I はじめに

中央大学法科大学院の授業「基礎演習@総則・物権法の諸問題」及び「基礎演習@債権法の諸問題」（以下「本授業」という）は、法学未修者1年次後期に設置された各1単位の選択科目であり¹⁾、民法の研究者と弁護士が共同で実施するカリキュラムである（授業内容については後述する）。

本授業の狙いは、法学未修者のうち司法試験合格の可能性のある者が、2年次に進級し法学既修者と合流した後も困難を感じることなく学修できること、さらに進んで法学未修者の司法試験合格率の上昇に寄与することにある。その背景には、法科大学院制度の課題として、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれより大きく低迷し、法学未修者教育の改善と充実が議論されている中、中央大学法科大学院においても例外で

* 中央大学法科大学院兼任講師， 弁護士

はなく、法学未修者が苦戦を強いられている現状（後掲の表1・2²⁾ 参照）を変革したいとの思いがある。法学未修者の司法試験合格率を上昇させることは、当然ながら中央大学法科大学院全体の司法試験合格率を上げることにもなる。また、筆者自身も、実務法曹としての立場や司法研修所民事弁護教官室の所付として民事弁護実務の教育に携わってきた経験³⁾ から、法学未修者には、本授業を通じて、司法試験合格だけでなく、司法修習や実務で必要な能力の素地を養ってもらいたいと思っている。

しかし、果たして法学未修者にとって効果的なカリキュラムを実践できているのか、法学未修者教育はどのようにあるべきか、実務家教員として悩みは絶えない。このような悩みを端緒に、法学未修者教育に関する議論・調査研究・報告等を基に、実務家教員として法学未修者教育の在り方を考察する（本稿では民事分野を対象とする）。

II 法学未修者の現状

1. 法科大学院制度の目的・理念と現状

(1) 法科大学院制度

周知のとおり、法科大学院制度は、平成13（2001）年6月の司法制度改革審議会意見書⁴⁾の提言を踏まえ、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核的教育機関として、2004年度から始まった⁵⁾。

平成13（2001）年6月の司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の目的を、「法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする」こととし、その教育理念として、「理論的教育と実務的教育の架橋」、「公平性・開放性・多様性の確保」が主として掲げられた。同意見書では、このような教育理念を実現するため、法科大学院の入学選抜に当たっては、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとすること、多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきであることが提言され、非法学部や社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、広く門戸を開放する必要性が説かれていた⁶⁾。

これを受けて、平成15（2003）年文部科学省告示第53号「専門職大学院に関し必要

な事項について定める件」では、法科大学院入学者に占める法学課程以外の出身の者又は実務等の経験を有する者の割合を「3割以上」となるように努めることが示された。

(2) 志願者数・入学者数・司法試験合格率等

かくして法科大学院制度はスタートしたが、法科大学院全体の志願者数は、初年度の2004年度72,800人をピークに、2007年度までは40,000人台で推移し、2008年度に初めて40,000人を下回ると減少の一途を辿り、2016年度8,274人、2017年度8,160人、2018年度8,058人、2019年度9,117人、2020年度8,161人と下げ止まりの傾向である⁷⁾。

志願者数の減少とともに、法科大学院全体の入学者数も減少し、初年度の2004年度5,767人であったのが、2009年度に5,000人を初めて下回り、2016年度1,857人、2017年度1,704人、2018年度1,621人、2019年度1,862人、2020年度1,711人と、初年度に比べて70%近く減少している⁸⁾。

そのうち法学未修者コース（以下「未修者コース」といい、法学既修者コースを「既修者コース」という）の入学者数は、初年度の2004年度が3,417人であったのに対し、直近では、2016年度635人、2017年度567人、2018年度509人、2019年度631人、2020年度533人と、初年度に比べて84%減である⁹⁾。

また、法科大学院制度が理念に掲げた非法学部出身者と社会人経験者の入学者数（既修者コースと未修者コースの合計）も、初年度の2004年度が4,780人（うち未修者コース3,431人）であったのに対し、2016年度639人（同380人）、2017年度590人（同361人）、2018年度501人（同279人）、2019年度792人（同470人）、2020年度604人（同336人）と大幅に減少している¹⁰⁾。

法科大学院全体における標準修業年限修了者率は、法科大学院制度開始当初から一貫して、未修者コースの修了率が既修者コースの修了率を大きく下回っており、2019年度（2020年3月修了）では未修者コースが50.4%、既修者コースが75.6%と、25ポイント以上乖離している。未修者コースのうち、非法学部出身者の修了率はさらに低く、2019年度では40.6%である¹¹⁾。

司法試験合格率は、こちらも一貫して、未修者コースの合格率が既修者コースの合格率を大きく下回る傾向が続いている（後掲表1参照）。累積合格率では、2020年司法試験までのデータで、既修者コース修了者は修了後2年目で70%を超えるのに対し、未修者コース修了者は5年累積でも44.8%にとどまっている¹²⁾。

(3) 制度の変遷

以上のような法科大学院制度の状況に鑑み、平成27(2015)年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定は、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、法科大学院制度当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥ったことを真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、質を確保しつつ司法試験合格者数を1,500人程度とすること、また、「平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（各年度に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われること」、いわゆる「3+2法曹コース」の仕組みの確立等を目指した¹³⁾。

同決定を踏まえ、2018年3月13日、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会は、法学未修者教育の質の改善を掲げ、「法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切ではないため、これを見直すべきである」と意見し¹⁴⁾、同年4月から上記「3割以上」と定めた文部科学省告示の基準が撤廃されるに至った¹⁵⁾。

2019年6月19日には、学部「法曹コース」（学部を3年間で早期卒業し、法科大学院既修者コースに進学する制度）を創設する関連法が成立し¹⁶⁾、2020年度からスタートした。この「法曹コース」からの早期卒業入学者の増加も、将来的には、法学未修者にとって間接的ではあるものの、影響がある制度導入であると指摘されている¹⁷⁾。

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第10期では、多様なバックグラウンドを有する人々が法曹を目指して集い学べる法科大学院の実現に向け、「法学未修者教育の充実」をテーマに検討がなされ、2021年2月にその成果が公表されたところである¹⁸⁾。

このように、法学未修者教育の充実は、法科大学院を中核とする法曹養成制度全体の喫緊の課題として、今もなお継続して議論されている。

2. 中央大学法科大学院の未修者コースの現状

中央大学法科大学院の未修者コースの現状を知るために、筆者がアクセスできる資料

は、法務省発表の司法試験の結果である。直近5年間の2017年から2021年までの司法試験合格率等につき、未修者コースと既修者コースを比較したもの(表1)、未修者コースの中で新卒者(修了1年目)と修了2年目以上の修了者を比較したもの(表2)を示す。

表1 中央大学法科大学院における司法試験合格率等(全体・未修・既修別)

	2021年		2020年		2019年		2018年		2017年	
	受験者数	合格率								
本学全体	261	31.8%	289	29.4%	384	28.4%	435	23.2%	455	26.2%
(全国平均)	3024	34.6%	3280	32.7%	4081	29.1%	4805	24.7%	5567	22.5%
本学既修者コース	193	38.9%	209	35.9%	288	31.9%	321	27.1%	339	29.5%
(全国平均)	1824	45.4%	1895	43.7%	2252	40.0%	2510	33.2%	2823	32.7%
本学未修者コース	68	11.8%	80	12.5%	96	17.7%	114	12.3%	116	16.4%
(全国平均)	1200	18.2%	1385	17.6%	1829	15.6%	2295	15.5%	2744	12.1%

表2 中央大学法科大学院未修者コースにおける司法試験合格率等

	2021年		2020年		2019年		2018年		2017年	
	受験者数	合格率	受験者数	合格率	受験者数	合格率	受験者数	合格率	受験者数	合格率
本学未修者コース全体	68	11.8%	80	12.5%	96	17.7%	114	12.3%	116	16.4%
(全国平均)	1200	18.2%	1385	17.6%	1829	15.6%	2295	15.5%	2744	12.1%
本学修了2年目以上	59	11.9%	61	9.8%	66	10.52%	79	13.9%	82	18.3%
本学新卒	9	11.1%	19	21.1%	30	23.3%	35	8.6%	34	11.8%
(新卒全国平均)	316	26.6%	342	27.8%	437	21.3%	514	17.3%	575	16.3%

(表1・表2とも筆者作成)

中央大学法科大学院の司法試験合格率は、全国平均と比較して、2018年以降は、2019年の未修者コースを除き、全体、既修者コース、未修者コースのいずれも下回っているところ、全国平均との差は既修者コースの方が大きい年もあり、司法試験合格率の低下は未修者コースだけの問題ではなさそうである。だが、司法試験合格率が、既修者コースは30%前後で推移しているのに対し、未修者コースは10%台で推移していることは由々しき事態である。未修者コースの新卒者だけではなく、修了2年目以上の司法試験合格率も芳しくなく、修了後も勉強を続けていればいつか合格できるという状況ではない。未修者コースを修了しても、司法試験に1割程度しか合格できないのであれば、中央大学法科大学院を志願する者や入学者数が減少するのやむを得ないといえる。

中央大学法科大学院未修者教育検討プロジェクトチームが2019年に発表した「中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言」(以下「PT提言」という)において、入学倍率と新卒の合格率との相関について、「一定の倍率が確保されているときの方が、入学者の質保証が担保されている」とされており、「合格率上昇が入学者選抜の倍率を上げる傾向にあるため、どこかの時点で新卒の合格率を上げて、一応のレピュテーションをつくり、負のスパイラルから抜け出す必要がある」と指摘されている¹⁹⁾。そのためにも、法学未修者教育を充実したものとし、司法試験合格率の上昇に繋げる必要がある。

Ⅲ 法学未修者教育

1. 法学未修者教育の到達目標とは

法学未修者教育を充実させるために、どうすべきか。そもそも、法学未修者教育の到達目標を何とするかを考えるに当たって、法科大学院の存在が、法科大学院における教育・司法試験・司法修習という「プロセス」としての法曹養成制度の中核であるということ意識したい。当然のことながら、法科大学院の教育は、最終的には法曹になるためにある。そのプロセスは、法科大学院を経て、司法試験に合格し、司法修習を行い、いわゆる二回試験を突破し、晴れて法曹資格を得て実務法曹ないし法曹有資格者として社会の様々な分野で活躍する、というものである。したがって、法科大学院の教育には、これらのプロセスを突破できるだけの能力²⁰⁾を修得させることが求められ、加えて、法学未修者教育には、1年次の1月に実施される共通到達度確認試験で一定水準の成績を修めることができる基礎的知識や能力及び2年次以降の学修に対応できる基礎力を修

得させることが求められているのではないだろうか。

2. 「中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言」²¹⁾

PT 提言は、法学未修者の属性を、「準既修者」、「リベラル・アーツ型未修者」、「非法未修者」の3分類²²⁾に分け、その類型ごとに対策を考えることが必要であり、とりわけ教育体制についてはその要請が顕著であることを指摘する。その中で、1年次から起案力を養成することについて、一定の懐疑的な意見があることを前提としつつ、「定期試験、中間試験等で問われることが多い事例問題に対する起案の仕方は、法科大学院の教員が一定期間かけて当然のように修得しているのに対し、未修者とりわけ非法未修者、リベラル・アーツ型未修者にとっては、基本的知識とは独立して修得する必要がある技能であり、この点について対応することは、未修者教育改善にとって課題である」と意見し、法学未修者の起案力を養成することの重要性を示唆している。さらに、教育体制一般の講じるべき対策として、「基本的知識を確立するための択一問題（共通到達度確認試験の利用も含め）、論文合格率と2年次以降の合流の際の成績低下を防ぐための起案力の涵養を、学生の自主性だけに任せるのではなく、できる範囲で大学が後見的に行う必要がある。」、「フォローアップの体制²³⁾については、組織的継続的な取組とし、法律基本科目との関係についても明らかにする必要がある。連携をとることが望ましいと考えられるが、連携をとらないという前提であれば、そのような前提を明示して、その代わり、教務委員会などが、2年1回程度の意見交換ではなく、継続的な関わりをもつという制度を設計することも考えられる。」などと提言し、「準既修者、リベラル・アーツ型未修者、非法未修者という類型にわけ、それぞれが司法試験合格率の低さについて有する問題点の質的な違いを意識しつつ、組織として具体的な対策をすることが肝要である」と結論付けている。

3. 求められている教育内容

(1) 学生の立場から

学生が法学未修者教育に求めるものは何か。筆者自身の授業作りの参考にするため、授業中に学生に質問することになっているが、回答してくれる者はそういない。その代わりに大変参考になるのが、次の2つの報告書である。

2019年に公益財団法人日弁連法務研究財団が実施した調査研究²⁴⁾から、法学未修者

の声を紹介した報告書²⁵⁾では、入学当初に戸惑ったこととして、法律用語の意味がわからない、外国語のように感じた、条文・判例の読み方・基本書の選び方・読み方など教科内容以前のことがわからない、司法試験合格レベルという最終的なゴールがわからずに目の前の対応に終始したなどの意見が挙げられており、法学未修者が法律学のスタート時点でかなり苦戦している様子が見えてくる。法律学を学んだことのない「非法学者」や「リベラル・アーツ型未修者」でこの傾向が強いと予想され、「準既修者」であっても真に理解できていないという場合があり得るであろう。初期の躓きが、法学未修者の学修を困難にさせている一因と考えられる。また、1年次から「書く」学修が必要、効果的という意見が非常に多く、「どうアウトプットするのが最も戸惑う。英語で例えると、ずっとリーディングの授業を受けていて、試験はすべてスピーキングというくらいに差がある」との意見は、法学未修者が法律論文の起案に戸惑いを感じていることをよく表している。1年次から「書く」学修を行うことは、司法試験対策というだけでなく、アウトプットを通じて理解できていない部分を認識できるなど、基礎学力を身に付ける上で効果を感じる声が多く²⁶⁾、法学未修者教育の在り方を示唆するものである。

2021年に日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同実施したプロジェクトにおいて、法学未修者からのヒアリング結果を取りまとめた報告書²⁷⁾では、「LS教育に慣れたのは3年前期。法律的な考え方ができるようになったのは、1回目の司法試験に落ちて、答案が書けないことに気づき、2回目の司法試験の受験中。」「司法試験の過去問の優秀答案を読んでいる際、三段論法を意識して書かれた優秀答案を読み、「これがそういうことなのか」と思った。」「1,2年は授業に付いていくのが必死だった。法学という学問が全く分からず、そもそもなぜ議論されるのか、が分からなかった。法律の基礎がないので、木を見て森を見ずに陥ってしまいがち。」「未修者向けの法学入門のような基礎講座がなかった。他学部出身の純粹未修者にとっては、法学入門のようなものがあると良い。(略)法学部生であればいつの間にか身につけているようなことを教えて欲しい。これらの前提知識が欠けていたことで、とても苦勞した。」などの意見が挙げられており、法学未修者が、法律学の初期段階で躓き、消化不良のまま司法試験を受験している状況は、先の報告書と同様である。また、良かった授業や法学未修者向け基礎講座として、1年次は復習中心の授業、授業で取り扱った問題演習や短答式試験の過去問を解く授業、起案式の小テストを実施する授業、1年次前期で弁護士が文書作成指導をしてくれる講座、優秀答案を配布する基礎ゼミなどの意見があり、さらに、「論文の問題を解くようになって、知識を論文でどう書くのか、どう使うのかが分かり、そのあとに意味のある体系的な学修ができるようになった。早く書き始めた方がよい。」「起案

をやらないと司法試験は受からない。早くから起案をやるのが大切。],「短答を解くことで、重要なところをきちんと整理することと、知識を整理することが促される。」などの意見が挙げられており、ここでも、早い段階で、「書く」学修やアウトプットを行う学修に高い評価が集まっている。

このようなヒアリング結果を踏まえ、同報告書では、法学未修者教育として望ましい授業の進め方等について、概ね以下のような考察を行い、これまで以上に「学修者本位の教育」という観点が重要になってくると思われる、とまとめている²⁸⁾。

- 入学前セミナー等を実施し、司法試験がどういうものか、基本書の意義や読み方、判例や学説とは何かなど基本的な学修方法等を教えることが望ましい。
- 1年次の段階から、常に司法試験を念頭におき、インプットとアウトプットを紐づけた授業を行うことが望ましい。
- 未修1年前期（少なくともその前半）は、教える内容を基本的かつ重要な事項に絞り込み、学生に正しく理解させることに重点を置くべきである。その際、未修者では事案の把握も困難な場合が少なくないので、教員において、事案の簡略化、少なくとも、当事者関係図や時系列の作成など事案分析の手本を示し、事案を「見える化」することも学生に教えるようにすべきである。
- 司法試験や共通到達度確認試験の短答式問題も有効活用が可能である。
- 初学者が躓きやすい1年次前期の未修者向け基礎講座は非常に重要である。①初学者向けの法学入門を内容とするものと、②未修者全員向けの文書作成指導を内容とするものを用意することが検討されるべきである。
- 法律基本科目の担当教員との連携ができている補助教員による指導の活用は、学修効果が期待できる極めて重要なものといえる。

(2) 司法研修所の立場から

「プロセス」としての法曹養成制度は、法科大学院・司法試験・司法修習の有機的連携を基本理念とするものであるところ、司法修習を担う司法研修所の立場から、法科大学院の法学未修者教育に求められているものは何か、若干の検討を加える。

最高裁判所に設置された司法修習委員会は、2009年3月5日、「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」を公表し、「プロセス」としての法曹養成制度において、法科大学院における教育は、実体法・手続法に関する法理論教育（ただし、「実務との架橋を意識したもの」を念頭に置いている。）が中心であるが、「民事訴訟実

務の基礎」科目による実務基礎教育も、法理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせるものとして重要な意義を有することを確認した。そして、法科大学院において学修すべき実務基礎教育とは、①事案分析（民法等の民事実体法の解釈から、当事者が意図する法律効果（権利の発生、障害など）を分析し、その発生要件、障害要件等に該当する具体的事実（要件事実）が何かを踏まえながら主張の分析や争点の整理等を行うこと）、②民事訴訟手続を中心とした紛争解決の一連の手続の実務的理解、③裁判所及び訴訟代理人の活動の基本的な事項の理解、④事実認定の前提となる基本的な事項（証拠の意義、自白・書証・人証の各機能、証拠の収集方法、証拠調べの方法、経験則の権能等についての基礎的な理解、特に、重要な書証の意義や権能、その成立、成立の推定に関する問題等）の理解などであることを指摘している²⁹⁾。筆者が民事弁護教官室所付をしていた2018年に開催された意見交換会においても、司法研修所が前提とする、法科大学院における実務基礎教育の在り方は、この「法科大学院における「民事訴訟実務基礎」の教育の在り方について」のとおりであるとの見解が示されていた。

「民事訴訟実務の基礎」科目は、カリキュラム上、2年次の必修科目であるから、法学未修者教育に直接関わるものではない。しかし、未修者コースの1年次においても、2年次の学修に対応できる基礎力を修得させるため、上記①～④を意識した授業を行うことは有用である。特に、上記①事案分析については、民法等の民事実体法の理解が出発点となることから、1年次において、法理論と実務の架橋を念頭に、民法等の民事実体法が、実務ではどのようにして当事者の紛争解決に活かされるのかを教えることは、法学未修者の具体的な理解に資するものである。

(3) 私見

以上から、これからの法学未修者教育では、「学修者本位の教育」を柱に、法学未修者のレベルに応じて法学入門のような法律学の基本的な学修方法の修得、基本的知識（法理論と実務の架橋を意識したもの）のインプット、アウトプットを通じた基本的知識の定着と起案力の養成が、極めて重要であると考えられる。

とりわけ、法学入門の重要性は、この理解なくして法律学のインプット及びアウトプットは困難であることから、自明であろう。例えば、「法的三段論法」は、〔大前提〕である法規範に、〔小前提〕である具体的事実をあてはめ、〔結論〕を導く手法であり、法律学の基礎中の基礎である。民法でいえば、大前提である法規範は、民法の条文であり、条文には法律要件と法律効果が規定されている。そして、民法の条文が抽象的な文言のため、法解釈を行う必要が生じる。法解釈によって民法の条文の具体的意味内容が

確定すれば、そこに小前提である具体的事実をあてはめることで、結論が導き出される。このような法的三段論法を法学未修者が早い段階で身に付けることができれば、インプットの場面では、民法の条文やその法解釈（法解釈の方法や判例を含む）を学ぶ意義がわかるようになり、民法の基本的知識が修得しやすくなると思われる。さらに、アウトプットの場面では、条文解釈によって法規範を確定し、これに問題文中の具体的事実をあてはめることの必要性が理解でき、起案においても答案に何を書くべきか困らなくなると思われる。

教員や法学既修者は、法的三段論法をはじめとする学部「法学」の授業で学ぶ法律学の基礎理論を当然の前提としているため、見過ごしやすい法学未修者の躓きポイントであるが、法学未修者教育においてはこの点も丁寧に指導することが肝要である。

4. 本授業への落とし込み

(1) 本授業の概要³⁰⁾

本授業は、1年次後期の前半（9月下旬～11月中旬）に民法総則・物権法（100分×全8回・1単位）、1年次後期の後半（11月中旬～1月下旬）に債権法（100分×全8回・1単位）を取り扱い、各授業では、事前に指示したテーマについて、レジュメを用いた講義→即日起案→添削した起案の返却・解説→小テストの実施・解説を行う。

民法総則・物権法と債権法の授業は、時間割上は別の講義であるが、カリキュラムの性質上両方を履修することが好ましく、2021年度は履修者全員が両方を履修した。

本授業の到達目標は、①1年次に履修した（あるいはこれから修得する）民法の講義科目で得られた基本的な知識を用いて、具体的な事案の中から問題を発見し、その背後にある事実を深く分析したうえで、適切な法的解決策を導くことができるようになること、②①で導いた法的解決策を、法的な文章として論理的かつ説得的に表現することができるようになること、である。1年次で学修した民法の基本的知識を身に付けるとともに、基礎的な起案力を付けることにより、起案を中心とする2年次以降のカリキュラムに困難を感じることなく対応できることを目指している。

(2) 授業の内容

本授業は、1回100分×2週を1セットとして実施する。取り扱うテーマは、事前に指示する（第7回を除く）。

A：第1週目の前半50分 研究者教員がレジュメを用いて前期に学修した論点に関

する知識を確認する講義を行う。

B：第1週目の後半50分 論点に関わる基本的事実（問題文の分量はA4用紙1～2頁）について起案を行う。

C：第2週目の前半50分 実務家教員が添削した起案の返却と解説を行う。

D：第2週目の後半15分 知識の定着を図るため正誤式と多肢選択式の短答問題の小テストを行う。

E：第2週目の後半35分 小テストの解説を行う。

2021年度のテーマ

<総則・物権法の諸問題>

- 第1・2回 民法総則 (1)
 - 第3・4回 民法総則 (2)
 - 第5・6回 物権
 - 第7回 民法総則・物権
- ※テーマの事前指示なし

<債権法の諸問題>

- 第1・2回 債権総論
 - 第3・4回 債権各論 (1)
 - 第5・6回 債権各論 (2)
 - 第7回 債権総論・債権各論
- ※テーマの事前指示なし

(3) 起案の添削及び解説

第1回目の起案解説をするにあたり、本授業を履修する学生の起案経験は、前期の期末試験程度との認識である。そのため、最初に起案の基本的な留意事項を伝えるようにしている。概ね次の4点になる。

第1に、起案の内容面につき、登場人物を取り違えないこと、問いに答えること、論点主義に走らないことなどのごく基本的なことから、法的三段論法とは何か、答えは法的説得書面であるから論理的説得的な論述を行うこと、事案分析・法律構成を行う際の思考プロセスなど法律論文特有の基礎的事項を伝えている。事案分析・法律構成の思考プロセスについては、法学未修者は何から手をつければ良いかすらわからないという状況のため、民事弁護教官室における指導内容を参考に、実務では、依頼者が話す混沌とした膨大な具体的事実から、弁護士は条文の法律要件を念頭に、どの事実がどの条文の要件を満たすかを分析し、依頼者の権利を実現するための法律構成を見出していく作業を行っていること（事実から法律構成を考える）、このとき、要件を充足する事実が不足していれば、再び依頼者から事情を聴取したり、証拠を精査したりして、要件に充足す

る事実を調査・発見する作業を行い（法律構成から必要な事実を考える）、ときには法律構成自体を見直さなければならない場合もあり、この一連の作業を行ったり来たりしながら最も適切な法律構成を決定していることを説明している。

第2に、起案の形式面につき、1文を短く1テーマで書くこと、ナンバリングと適切な見出しで論理構成をわかりやすく示すこと、途中答案にならないよう時間配分に注意すること、きれいである必要はないが読みやすい字を書くことなどを伝えている。特に、時間不足による途中答案ないし記述量の極端に少ない答案（一応の結論は書かれているが、実質的には途中答案に等しい）は、司法修習の民事弁護起案でも一定数存在し、そこに割り振られた採点基準を点数できず成績評価も芳しくない結果となるため、そのような事態に陥ることがないように時間配分の重要性を強く訴えている。途中答案の原因には、「書く」練習不足、自身の「書く」スピードを把握していないこと、時間配分ミスが考えられることから、対策として、起案練習をたくさん行い慣れること、自身が答案1頁を書くのにかかる時間を計測して把握すること、そこから逆算して答案構成と答案作成にかかる時間を設定することなどを勧めている。その後、何度か起案を行うと、答案用紙の解答欄の枠外に記載した答案、1行おきに空けて回答した答案、訂正挿入箇所の連続性が不明瞭な答案など、司法試験のルール上、採点されないものや無効答案と判断されるおそれのあるものが出てきたため、添削時と授業時に指摘するとともに、法務省のウェブページの「司法試験に関するQ & A」³¹⁾を確認するよう注意喚起した。

第3に、問題文を読むときは、「時系列」と「関係図」を必ず作成することを推奨している（簡易なもので構わない）。これは民事弁護教官室にいたとき、教官が司法修習生に対し繰り返し指導していたことである。司法試験や司法修習における即日起案、そして実務の事案は、登場人物や事実が膨大であるから、これを整理し一覧性のある時系列や関係図を作成することは、事実関係の理解を助ける。また、起案中に問題文に戻って読み返す時間もないため、時系列と関係図は、起案の効率化にも資する。本授業の起案解説には、パワーポイントで作成したスライドを使用しているが、毎回、問題文の事案について時系列と関係図を作成し、学生に示すようにしている。授業が進むにつれ、多くの学生が、答案構成用紙に時系列や関係図を記載してくれるようになった。

第4に、答案を書き始める前に、答案構成を行うことである。意外にも、問題文を読んでいきなり答案用紙に書き始める学生が多い。しかし、起案の途中で、法律構成や論点に関する論述のバランス、論述の順序等に悩むことになり、結果、時間不足に陥る答案、論述の流れが悪い答案、訂正や挿入が多く読みにくい答案が散見された。学生から、「あとから論点に気付いて挿入が多くなるのだが、どうしたらよいか？」という質問を

受けたことがある。答案構成を行うようにアドバイスしたところ、その学生は、答案構成＝答案の下書きと認識していたことが発覚し、どの程度答案構成で書くかは個人差があるものの、箇条書きの骨子程度で構わないと伝えた。法学未修者の起案経験に応じて、「答案構成」の仕方も教える必要があると感じた。

第2回目以降の起案では、基礎的な起案力を身に付け定着させるため、以上の起案の留意点を、起案添削及び解説の際に、出題した問題の事例を使用して、具体的に、繰り返し伝えるよう心掛けている。

さらに、起案解説で力を入れている点は、あてはめの仕方である。例えば、問題文中の事実をただ羅列するだけであてはめをしたつもりになっている例、「過失」や「正当な理由」など規範的要件の検討において表面的な評価根拠事実を僅かに指摘するにとどまり、他の評価根拠事実や評価障害事実の検討の視点を示そうとしない例は、残念ながら司法修習の民事弁護起案においてすら散見されるところである。この原因について考察するに、やはり法科大学院時代に論点主義や法律知識のインプットに偏った学修をしており、法律上の論点を解説することはできても、具体的事案に真剣に向き合い事実を深く分析したうえで法的評価を行うトレーニング、法的文章として論理的説得的表現を行うトレーニングが不足していることを指摘できるのではないか。そこで、本授業では、前述の到達目標を設定し、問題文の事実を豊富に拾い、その事実について経験則を用いて評価したうえであてはめることの重要性を伝えている。法学未修者が起案の基礎を修得する段階から、司法試験や司法修習、そして実務でのアウトプットを意識して論理的説得的なあてはめを涵養することができれば、高い起案力を修得することが期待できる。

(4) 法学未修者教育としての本授業の評価・改善点

上で述べたように、法学未修者教育では、「学修者本位の教育」を柱に、①法学未修者のレベルに応じて法学入門のような法学の基本的な学修方法の修得、②基本的知識（法理論と実務の架橋を意識したもの）のインプット、③アウトプットを通じた基本的知識の定着と起案力の養成が、重要と考えられるところ、本授業では、実践できている点と不十分な点がある。

本授業では、上記A～Eの5つのパートを通じて、基本的知識の定着と起案力の養成を行っている。具体的には、②のインプットは、既に1年次前期で民法の基本的知識を取得していることを前提に、上記Aのレジュメを用いた講義によって、設定されたテーマに関わる論点を中心に基本的知識の再確認を行っている。③のアウトプットは、上記Bの起案及び上記Cの起案添削と解説によって、起案力の養成をしつつ、基本的知識

の定着と自身に足りない知識の発見を促し、さらに上記D及びEの小テストによって、基本的知識の更なる定着を図っている。「法理論と実務の架橋」という点は、上記Cの起案添削と解説では、上述のとおり、司法試験・司法修習・法曹実務を意識して行っているところであるが、実務家教員としてもっと実務的な観点を取り入れていきたい。

また、本授業は、研究者と弁護士が一体となって起案の作成・添削・解説、小テストの作成・解説に当たっているため、上述の「未修者教育プロジェクト ヒアリング結果取りまとめ報告書」で指摘されている、「法律基本科目の担当教員との連携ができている補助教員による指導の活用は、学修効果が期待できる極めて重要なものといえる。」という観点から、望ましい授業形態といえるであろう。

もっとも、「学修者本位の教育」という点は、履修する学生の属性（PT提言における3分類）、基本的知識の習熟度、起案の経験値を把握するに至っていないため、きめ細やかな授業が実施できているとは言い難い。教員と学生とのディスカッションや質疑を通じて可能な限り各人の理解度を把握するように努め、起案添削で丁寧な添削指導を行うことにより学生の習熟度に応じたフォローをするよう努めているところであるが、さらに丁寧に対応する必要がある。この点とも関連するが、①の法学入門のような法律学の基本的な学修方法の修得という点は、本授業では、起案の留意点として法的三段論法等に言及するにとどまっておき、履修する学生にとって必要か否かも把握できておらず、他のカリキュラムに委ねてしまっている。本授業の目的及び到達目標に鑑みれば、①の点に重きを置く必要はないとしても、履修する学生がそこで躓いているのであれば、起案能力の養成の観点から、対応していく必要があるだろう。

IV おわりに

本稿を通じ、法学未修者教育の在り方について一定の方向性を見出すことができた。その中でも、法学未修者の1年次から基礎的な起案力を養成することは、基本的知識の修得、法的な論理的思考と表現力の訓練となり、2年次以降の学修効果を高め、ひいては司法試験合格に繋がるものである。

本授業が、その方向性に概ね沿った授業形式であることに安堵する一方で、起案力養成において実務家教員が担う役割は大きいといえ、法学未修者の司法試験合格率上昇のために、本授業を一層ブラッシュアップし、内容面の充実を図ることが重要な責務である。本稿を機に、授業内容を再考し、履修した学生が、司法試験や司法修習に役に立つ

たと実感できる授業にしていきたい。

注

- 1) 筆者は2020年度から担当しており、2020年度は「基礎事案研究」という科目名で後期2単位の選択科目であった。もっとも、カリキュラム内容は、2021年度以降の本授業とほぼ同一である。
- 2) 法務省のウェブサイト「司法試験の結果について」を参照した。「全国平均」は法科大学院合格者のみを対象とした。
https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00026.html
- 3) 任期は2016年2月～2019年1月
- 4) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」平成13(2001)年6月12日司法制度改革審議会
- 5) 文部科学省のウェブサイト「法科大学院制度の概要」令和2(2020)年12月
https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_senmon02-100001054.pdf
- 6) 前掲注4)
- 7) 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」令和3(2021)年2月3日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会・参考資料①「法科大学院志願者数」
- 8) 同上・参考資料①「入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移」
- 9) 同上・参考資料②「入学者数の推移(社会人経験者)」
- 10) 同上・参考資料②「入学者数の推移(社会人経験者)」, 参考資料③「入学者数の推移(非法学部出身者関係)」
- 11) 同上・参考資料④「標準修業年限修了者数・修了率の推移」
- 12) 同上・参考資料⑩「司法試験累積合格率(未修/既修別)」
- 13) 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成27(2015)年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定
- 14) 「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」平成30(2018)年3月13日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
- 15) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示(平成30年文部科学省告示第66号, 2018年3月30日公布, 同年4月1日施行)
- 16) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第44号, 2019年6月26日公布, 一部を除き2020年4月1日施行)
- 17) 山田八千子・佐藤信行・滝沢誠「中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言」をめぐって」中央ロー・ジャーナル第16巻第2号93頁(2019)
- 18) 前掲注7)
- 19) 前掲注17), 99頁, 103頁
- 20) 法科大学院教育と司法試験等との連携等に関する法律2条1号において、法科大学院の基本理念として、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養する」ことが掲げられている。また、司法試験法1条において、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。」と規定されている。
- 21) 前掲注17), 102～104頁
- 22) 3分類の詳細は、前掲注17), 97頁。また、山田八千子「法科大学院における起案力養成 再考—特別措置期間の授業をめぐって」中央ロー・ジャーナル第17巻第2号91頁(2020)

- 23) 中央大学法科大学院の実務講師が行うフォローアップ演習のこと。
 - 24) 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究 成果報告書」2019年3月公益財団法人日弁連法務研究財団
 - 25) 「「学ぶ側」から見た法学未修者教育—「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」から」令和2(2020)年12月8日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(第100回)・資料2-1, 弁護士椛島裕之
 - 26) 同上・法科大学院特別委員会(第100回)議事録
 - 27) 「未修者教育プロジェクト ヒアリング結果取りまとめ報告書」2021年6月19日未修者教育プロジェクト(日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施プロジェクト)
 - 28) 前掲27), 21頁以下
 - 29) 「法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について」平成21年3月5日司法修習委員会1~2頁
 - 30) 2021年度講義要項に基づく。
 - 31) 法務省のウェブサイト「令和4年司法試験に関するQ & A」
https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_shikenqa.html
- ※各ウェブサイトへのアクセスは2022年5月13日

